

00080

18000

# 鳥取縣公報

規則

◆鳥取縣規則第十三號

鳥取縣稅賦課徵收條例等施行規則を次のように定める。

昭和二十二年七月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年七月七日  
第千八百二十四號 月曜日

木曾ノ大キタハ國定森林の山界

00081

08000

00082

## 鳥取縣稅賦課徵收條例等施行規則

第一條 この規則において「條例」とは昭和二十二年鳥取縣

條例第 號鳥取縣稅賦課徵收條例を、「縣民稅條

例」とは昭和二十一年鳥取縣條例第十六號鳥取縣縣民稅

賦課徵收條例を、遊興稅條例とは、昭和二十二年鳥取

縣條例第九號鳥取縣遊興稅賦課徵收條例をいう。

第二條 縣又は地方事務所及び市町村は、縣稅賦課徵收

について、左に掲げる帳簿を備え、第一號様式、第三

號樣式、第五號樣式、第七號樣式及び第八號樣式の帳

簿は、知事又は地方事務所長、第二號樣式、第九號樣式の帳

簿は、收入役がそれぞれそれを管掌する。

縣稅簿帳

別記第一號樣式又は第二號

樣式による。(以下同じ)

調定票議簿

別記第三號樣式

調查支出票議簿

別記第四號樣式

遊興稅(電氣稅)徵收簿 別記第五號樣式

縣稅徵收簿 別記第六號樣式又は第七號樣式

縣稅外徵收簿 別記第八號樣式

縣稅徵收整理簿 別記第九號樣式

2 前項の各徵收簿は、縣又は地方事務所及び市町村の便

宜により、數冊に分け又は數種に合冊することができる。

3 前二項に定めるものを除く外、知事又は地方事務所長、市町村長及び收入役において必要と認めるときは、補助簿を設けることができる。

第三條 知事又は地方事務所長は、別記第十號樣式により縣民稅條例第五條の告知をしなければならない。

第四條 市町村長は、縣民稅の賦課額を決定したときは、五日以内に別記第十一號樣式により、知事又は所轄地

方事務所長にこれを報告しなければならない。

第五條 市町村長は、條例第十一條の規定により評定賃賃價格を定めた土地及び家屋について、別記第十二號納稅者數を賦課期日後五日以内に、別記第十四號様式により知事又は所轄地方事務所長に報告しなければならない。

び家屋評定賃賃價格臺帳を備えなければならない。

第六條 市町村長は、地租及び家屋税の課稅標準額及び納稅者數を賦課期日後五日以内に、別記第十四號様式により知事又は所轄地方事務所長に報告しなければならない。

第七條 知事又は地方事務所長は、別記第十五號様式及び第十六號様式による營業純益調査簿を備え付けなければならない。

第八條 知事又は地方事務所長は、遊興稅條例第九條の規定による納額告知書は、七日以上の拂込期限を指定し、毎月二十日までにこれを發しなければならない。

第九條 知事又は地方事務所長は、遊興稅條例第九條の規定による納額告知書は、七日以上の拂込期限を指定し、毎月二十日までにこれを發しなければならない。

第十條 知事又は地方事務所長は、課稅すべきものが他の管轄區域内に轉じたときは、別記第十八號様式による引繼書に縣稅臺帳を添え、知事又は關係地方事務所長にこれを引繼がなければならない。

第十一條 市町村長又は特別徵收義務者は、條例第三十條による計算書に縣稅臺帳を添え、別記第十九號様式により、取扱費及び交付金の交付を受けようとするときは、別記第十九號様式、第二十號様式又は第二十一號様式による請求書を、知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。

第十二條 市町村は縣稅を徵收したときは、徵稅傳令書を精査し、別記第二十二號様式及び第二十三號様式による計算書を、前期分は十月十五日限り後期分は四月十五日限り知事に提出しなければならない。

第十三條 知事又は地方事務所長は、その吏員に前條の規定による滯納整理票を交付しなければならない。

第十四條 知事又は地方事務所長は、差押をなすべき財產が縣外にあるためこれが徵收の囑託をしたときは、別記第十七號様式による縣稅滯納處分囑託簿を備え、これを整理しなければならない。

第十五條 知事又は地方事務所長は、關係吏員をして現

在不明者名簿及び縣稅臺帳を整理しなければならない。

第十六條 知事又は地方事務所長は、前項の報告を受けたときは、所在不明者名簿及び縣稅臺帳を整理しなければならない。

第十七條 知事又は地方事務所長は、關係吏員をして現

在不明者名簿及び縣稅臺帳を整理しなければならない。

第十八條 知事又は地方事務所長は、關係吏員をして現

在不明者名簿及び縣稅臺帳を整理しなければならない。

第十九條 知事又は地方事務所長は、關係吏員をして現

在不明者名簿及び縣稅臺帳を整理しなければならない。

第二十條 知事又は地方事務所長は、關係吏員をして現

在不明者名簿及び縣稅臺帳を整理しなければならない。

第二十一條 知事又は地方事務所長は、關係吏員をして現

在不明者名簿及び縣稅臺帳を整理しなければならない。

第二十二條 知事又は地方事務所長は、關係吏員をして現

在不明者名簿及び縣稅臺帳を整理しなければならない。

第二十三條 知事又は地方事務所長は、關係吏員をして現

在不明者名簿及び縣稅臺帳を整理しなければならない。

第二十四條 知事又は地方事務所長は、關係吏員をして現

在不明者名簿及び縣稅臺帳を整理しなければならない。

第二十五條 知事又は地方事務所長は、關係吏員をして現

在不明者名簿及び縣稅臺帳を整理しなければならない。

第二十六條 知事又は地方事務所長は、關係吏員をして現

在不明者名簿及び縣稅臺帳を整理しなければならない。

第二十七條 知事又は地方事務所長は、關係吏員をして現

在不明者名簿及び縣稅臺帳を整理しなければならない。

金を受領せようとするとときは、別記第二十九號様式による領收證書用紙及び徵收現金引繼簿にこれを記載し、領收證書用紙を關係吏員に交付しなければならない。

2 關係吏員現金を受領したときは、領收證書用紙及び徵收現金引繼簿にこれを記載し、別記第三十號様式によ

る復命書を添え、現金を縣出納員に交付しなければならない。

3 縣出納員又は主任出納員は、前項の現金引繼ぎを受けたときは、別記第三十一號様式による現金拂込票議簿にそれを記載し、別記第三十二號様式による現金拂込票議簿により現金を縣金庫に拂込まなければならぬ。

4 縱使現金を拂込まなければならぬ。

5 縱使現金を拂込まなければならぬ。

6 縱使現金を拂込まなければならぬ。

7 縱使現金を拂込まなければならぬ。

8 縱使現金を拂込まなければならぬ。

9 縱使現金を拂込まなければならぬ。

10 縱使現金を拂込まなければならぬ。

11 縱使現金を拂込まなければならぬ。

12 縱使現金を拂込まなければならぬ。

13 縱使現金を拂込まなければならぬ。

14 縱使現金を拂込まなければならぬ。

15 縱使現金を拂込まなければならぬ。

16 縱使現金を拂込まなければならぬ。

17 縱使現金を拂込まなければならぬ。

18 縱使現金を拂込まなければならぬ。

19 縱使現金を拂込まなければならぬ。

20 縱使現金を拂込まなければならぬ。

21 縱使現金を拂込まなければならぬ。

22 縱使現金を拂込まなければならぬ。

23 縱使現金を拂込まなければならぬ。

24 縱使現金を拂込まなければならぬ。

25 縱使現金を拂込まなければならぬ。

26 縱使現金を拂込まなければならぬ。

27 縱使現金を拂込まなければならぬ。

28 縱使現金を拂込まなければならぬ。

29 縱使現金を拂込まなければならぬ。

30 縱使現金を拂込まなければならぬ。

31 縱使現金を拂込まなければならぬ。

32 縱使現金を拂込まなければならぬ。

33 縱使現金を拂込まなければならぬ。

34 縱使現金を拂込まなければならぬ。

35 縱使現金を拂込まなければならぬ。

第一號様式		稅 帳		帳	
備考	稅	備考	稅	備考	帳
積又は延長 市町村別面 又は の面積	登錄事由	鑄種	賦課地	住 所	名
登錄年月日	登錄番號				
課稅標準					
船名					
船籍港					
種類					
登錄年月日					

備考一、本臺帳は課稅標準及び賦課率の順序により各稅目別にすること。

二、摘要欄には異動年月日及び事由其の他課稅上參考となる事項を記載し、且つ納稅義務消滅の場合

は朱で抹消すること。

三、納稅管理人のあるものは、氏名の左傍に其の住所氏名を朱書すること。

四、この様式は主なるものを規定したので、他の稅目についてはこの様式に準じて調製すること。

第二十一條 地方事務所長は、地方稅法第十六條、第二十條第一項及び第四十條、條例第五十六條、第六十三條及び第六十四條の規定による申請書又は異議申立書を受けたときは、その事實を調査し意見をつけ、知事にこれを進達しなければならない。

第二十二條 市町村長は、條例第七十條の規定による經由書類を受けたときは、意見をつけ、知事又は所轄地方事務所長にこれを送達しなければならない。

第二十三條 この規則に規定するものを除く外、縣稅の賦課徵收について必要な事項は、その都度知事においてこれを定める。

第二十四條 この規則は、公布の日からこれを施行する。  
昭和二十二年度分に限り第七號様式中「所得稅（源泉徵收のものを除く）」とあるのは「增加所得稅、綜合所得稅及び分類所得稅中甲種、乙種事業所得稅」と讀む。

08000

00088

08000

00087

電 柱 稅	期 稅 義 務 發 生 年 月 日	鐵 塔 基	鐵 柱 木 柱	支 柱 本	支 柱 本	摘要
	年 月 日					
賦課地						
住 氏 所 名						

(自動車 税) 賦課地	鑑 札 番 號	義 務 發 生 年 月 日	用途 課 稅 標 準	稅 額	摘要
	登 錄 年 月 日				
第 一 號					
第 二 號					
第 三 號					
第 四 號					
第 五 號					
第 六 號					
第 七 號					
第 八 號					
第 九 號					
第 十 號					
住 氏 所 名					

漁 業 權 稅	認 許 登 記 年 月 日 番	免 存 期 間	關 係 市 村 名	課 稅 標 準	稅 額	備 考
	年 月 日					
賦課地						
住 氏 所 名						

義 務 消 滅 年 月 日 賦課地	電 話 加 入 權 稅	局 名 番 號	臺 數	稅 額	備 考
	義 務 住 所 氏 名				

備考一、本臺帳は課税標準及び賦課率の順序により各税  
者となる事項を記載し、且つ納稅義務消滅の場合

二、摘要欄には異動年月日及び事由其の他課税上參  
考となること。

三、納稅管理人のあるものは、氏名の左傍に其の住  
は朱で抹消すること。

四、この様式は主なるものを規定したので、他の税  
目に於いてはこの様式に準じて調製すること。

## 縣 稅 壇 帳

00089

年月日	所在地	局名	番號	用途	摘要	住 所	氏 所
-----	-----	----	----	----	----	-----	-----

年月日	所在地	局名	番號	用途	摘要	住 所	氏 所
-----	-----	----	----	----	----	-----	-----

年月日	納稅義務發生 種類	生番號	船籍 船名	總船籍港 數所	摘要	住 所 氏 所	
						自動車	客車

年月日	納稅義務發生 種類	生番號	船籍 船名	總船籍港 數所	摘要	住 所 氏 所	
						自動車	客車

年月日	所在地	局名	番號	用途	積量	定員	乗客定員	車輛番號	車輪數	登錄年月日	場
-----	-----	----	----	----	----	----	------	------	-----	-------	---

年月日	所在地	局名	番號	用途	積量	定員	乗客定員	車輛番號	車輪數	登錄年月日	場
-----	-----	----	----	----	----	----	------	------	-----	-------	---

備考  
一、種別は普通自動車（客車、貨物車）特殊自動車、  
小型自動車（二輪車、三輪車、四輪車（乗用車、  
貨物車）の別により記載すること。

二、用途は營業用、自家用の別に記載すること。

## 電話加入権

年月日	所在地	局名	番號	用途	摘要	住 所	氏 所
-----	-----	----	----	----	----	-----	-----

年月日	所在地	局名	番號	用途	摘要	住 所	氏 所
-----	-----	----	----	----	----	-----	-----

備考  
一、納稅義務發生年月日欄は免許年月日を記載する  
と。

## 漁業権

年月日	納稅義務發生 種類	生番號	船籍 船名	總船籍港 數所	摘要	住 所	氏 所
-----	--------------	-----	----------	------------	----	-----	-----

年月日	納稅義務發生 種類	生番號	船籍 船名	總船籍港 數所	摘要	住 所	氏 所
-----	--------------	-----	----------	------------	----	-----	-----

備考  
一、漁業権の種類欄は定置漁業、區割漁業、專用漁業、  
特別漁業の別を記載すること。

## 電柱

年月日	所在	種別	員數	摘要	住 所	氏 名
-----	----	----	----	----	-----	-----

備考  
一、種別欄には鐵柱、木柱、鐵塔、支柱の別に記載す  
ること。

## 備考

一、種別欄には鐵柱、木柱、鐵塔、支柱の別に記載す  
ること。

00091

## 第三號様式

調定稟議簿(税)

所長	課長	主任	主査	命	徵稅
				書	令
				期別	期別
				日	納
				月書	調定月日
				發付年日	調定月日
				額定年日	調定月日
				員人摘要	調定月日
				村名	市町

## 備考

- 一、 税目毎に口座を設けること。  
二、 月計、累計を記載すること。

昭和 年度

支調定 稅 簿

何何 町市(村)役場

二二二二〇

## 調定の部

年月日	摘要	收入額	送納額	現在額	市長役	主査

## 支出の部(税)の部

年月日	摘要	收入額	送納額	現在額	市長役	主査

00090

## 第三號様式

調定稟議簿(税)

## 調定の部

稅目	期別	賦課徵收	調定	總額	人員	課率

## 第三號様式

調定稟議簿(税)

## 調定の部

稅目	期別	賦課徵收	調定	總額	人員	課率

## 第五號様式

00092

昭和 年度

税 税 攝 稽

職務の 種類	住所	特別徵收 務者氏名
月 別	稅 額	収入月日 摘 要
四		

## 第六號様式

昭和 年度

縣 稅  
市(町村)稅  
稅附 加 稅  
冊 内 ( )

何 町 市 (村) 役 場 所

番號	令書 期別	縣 稅	市(町村)稅	納稅者

## 備考

- 一、 摘要欄には過誤納還付等徵收上必要なることを記載すること。  
二、 年稅のものについては期別を省くこと。

- 三、 電氣稅の普通徵收分については第三號様式に準じて調製することができる。

第七號樣式

00093

昭和 年度  
縣 稅 徵 收 簿

(地方事務所)

昭和 年度  
縣 稅 外 徵 收 簿

縣 (地方事務所)

第八號樣式

二ノ一二

月日	摘要	調定額	收入濟額		缺損額	未入	收額	備考
			滞納報告前 送入	滞後收 入				

月日	摘要	調定額	收濟額	入額	缺損額	未入	收額	備考

00094

第九號樣式

年月日	摘要	昭和 年度	縣 稅 徵 收 整 理 簿
圓	調定額		
圓	收入額		
圓	送納額		
圓	未收額		
圓	現在額		
( 稅 ) ( 合計 ) の部			
何市(町村) 收入役			

- 備考
- 一、月計及び累計を記載すること。
  - 二、本様式は簿記式としてもよい。

第十號樣式

内 講	一 金	第 一 號	昭和 年度	縣 稅 調 定 額	收 濟 額	入 額	缺 損 額	未 入	收 額	備 考
所地家納稅										
及得租屋稅										
稅額義務者に按分した額										
に按分した額										
再び當人按分した額										
配當した額										
當人營業稅額を除く										
再び當人營業稅額を除く										
右の通り配當します										
昭和 年 月 日										
(何地方事務所長) 氏名										



00000

## 第一回事業者 零細業種別検査(個人)

開業年月日	昭和 年 月 日	業 所	營業所
廃業年月日	昭和 年 月 日	業 所 店在 張所地	住 所
業 名			商 號
種 目			(電 音 番)

年別 昭和 年分	申告額 圓	調査額 圓	収定額 圓	税率	税額		摘要
					昭和	年 分	
昭和 年分							
昭和 年分							

区 分	年 別	昭 和	年 分	昭和	年 分	昭和	年 分	區 分		目		所 在 地		員數	調査額	申告額	摘要	員數	調査額	申告額	摘要
								區 分	目	所 在 地	員數	調査額	申告額	摘要	員數	調査額	申告額	摘要			

00098

## 第一回事業者 零細業種別検査(法人)

調査年月日	昭和 年 月 日	決定年月日	昭和 年 月 日	所長	課長	主任	調査者
-------	----------	-------	----------	----	----	----	-----

同族關係 非 同  
法人名 (電 機)事業名  
自昭和 年 月 日事業年度(ヶ月) 代表者氏名

種 目

課の 純 益 算 上 譯 総 額 算 金	純 益 額	所 在 地	名 稱	純 益	通 知	
					月	日

課の 非課税純益(一) 純 益 算 上 譯 差 額 純 益 算 金	純 益 額	所 在 地	名 稱	純 益	通 知	
					月	日

設立登記  
解散又は合併  
前事業年度決定  
通知書  
昭和年  
昭和年  
昭和年

00100

固 定 資 產 減 價 價 却 是 否 認 謂 書	
資產區分	類 種
未償却額	貸借對照表上の期末現在財產額
高 額	會社損益計算上に計上せる當期償却額
又 は 價	既 往 {是認不定額(朱)}
是認耐用年數	差引計(又は原價)
是 認	價 却 期 步 合
範 圍	當 期 算 出 額
會 社	當 期 計 算 上 の 情 形 却 額 分 額
差 引	是 認 既 往否認額中當期認容額
	計 期 分 計 額
	當 期 分 計 額
	異 認 不 足 額
備 考	

金 金 及 益 金 加 算			
摘要	要 金 額 備 考	摘要	要 金 額 備 考
法人計算純益金		法人計算損金	
損金計上法人税、配當利子所得税			
計		計	
差引損(赤)益金		既往損金繰越控除	
前一年以内に開始事業年度		期首現在當期差り現金繰除額	
自昭和年月日		在損金繰除額	
至昭和年月日		繰越控除額	
至昭和年月日		未償付済額	
備		總寄附金額	
(一)(二)		指定寄附金	
差引損金計上寄附金		同上	
資本金		資本金額	
資本金限度		同上	
(同上)の0.25%相当額(イ)		(同上)の0.25%相当額(イ)	
(同上)の金額		(同上)の金額	
損金認容限度(同上の $\frac{1}{2}$ )		損金認容限度(同上の $\frac{1}{2}$ )	
限度超過額(イ)-(二)(イ)		限度超過額(イ)-(二)(イ)	
考		同上引數換算 13	

00101

資本金計算		積立金の増減	
月別 拂込資金又 は現實出資金	期首現在積立金額	當期減少	當期 利益處分合併による受入其 他の期首現在
法定準備金	法定積立金		
不 現積立金(税金引当) 課還損(赤益金) 計			
納稅積立金 税金引當金 金過 引不足 計			
本 均 再 差 引 額			

## 合併による繼承積立金計算

被合併法人名 離承積立金 挑除法人税 差引額 同七月數 合併事業年度月數計算

備考

合併年月日

合併の月以後の月数

清算純益計算		税額計算			
摘要	要 金額	備 考	摘要 要 金額	税率	税 額
残合 法 人 計 算 額 余 併 合 第 二 條 金 額 (+)			清算 非課 稅 純 益 (一)		
財 產 に 依 る 總 價 額 又 取 得 額			差 引 課 稅	%	國
資 產 評 價 換 加 算 額					
損 金 不 算 入 等 附 金					
計 算 額					
解 散 時 に 於 ける 拂 込 資 本 (一)			差 引 徵 收 稅 額		
差 引 精 算 純 益		備 考			
解散當時の積立金計算					

法定準備金	
積立金	
最終事業年度の留保金	
計	
内未納法人税(-)	
差引現在額	

解散當時の積立金現在額

00102

一一〇

00103

## 第十七號様式

昭和年月日

(地方事務所長)事

市町村長宛

## 地方税法第八條第二項による營業税額分割通知

一 营業の種類	六 事業年度又は年別区分
二 納稅義務者	七 純益金額決定期日
三 同上所在地	八 營業税總額
四 實市町村内	九 同上の内貴定年月日
五 同上所在地	備考

備考  
一、知事又は關係地方事務所長を經由すること。

## 第十八號樣式

課 稅 標 準 納 稽 發 生 年 月 日

稅 目 稅 引 繼 納 稽 義 務 者 住 所 氏 名 備 考

右引繼します  
昭和年月日(地方事務所長)事  
市町村長宛

## 第十九號樣式

第 號  
昭和年月日(地方事務所長)事  
市町村長宛

## 縣稅取扱費請求書

(地方事務所長)事  
市町村長宛

00104

## 第二十一號樣式

昭和年月日

市町村長國

(地方事務所長)事  
宛

## 縣民稅徵收交付金請求書

縣・の同上の百  
配當額八の額  
賦課額前納報告  
額滯報告額納  
交付金額

## 第二十號樣式

昭和年月日

特別徵收義務者

氏名

知事  
(地方事務所長)事  
宛

## 縣稅取扱費請求書

- 一、徵收した遊興(入湯、電氣)稅額
- 一、徵收交付金

市町村名 (特別徵收義務者)	令書數	交付金
單價 金額	徵收額	交付金
單價 金額	計	備 考

## 第二十二號樣式

縣稅徵收交付金請求書

市町村長國

右報告します

昭和 年 月 日

地方事務所長國

備考  
事  
宛

第二十四號様式

一、特別徵收義務者の分は市町村分と區別し、令書數  
及び令書に對する交付金及び計欄を省くこと。

第二十三號様式

縣民稅徵收交付金調

市町村名	縣配當額の同上の百八分の九十の額	市町村賦課前納額の報	市町村賦課前納額の報	市町村賦課前納額の報	市町村賦課前納額の報
計					

右の通り報告します

昭和 年 月 日

地 方 事 務 所 長 國

知事宛

第二十五號様式

所在不明者名簿

年度期	税目	税額	所在不明者名簿

昭和 年 月 日  
縣稅徵收傳票  
市町村長印

税目	期別	金額	摘要

第二十七號様式

縣稅滯納處分囑託簿

所長	課主	主査	番號	年月度別	税額	税額	税額	税額	税額

第二十八號様式

縣稅徵收引繼書

年度期別	税目	税額							

右引繼します

昭和 年 月 日

(地方事務所長) 事 名

第三十號様式

第二十九號様式

領收證書用紙及び徵收現金引繼簿

長所 員出 納	主任 課主 任	領收證書用紙
編番號	出張前 引受高 枚數	使用 返付 枚數
第 號	自 校 枚	自 至 校 枚

備 考

- 一、使用枚數は第二十九號様式復命令書の「現金領收  
額人員」數と符合すること。
- 二、引繼現金は同書「現金領收額」と符合すること。
- 三、出張前引受高の欄は出張前記載すること。
- 四、督促狀を以て現金領收をしたものは、領收證書用  
紙欄適宜の部え督促狀枚數を記入し、その督促狀を  
添付すること。

00109

00108

00107

30100

第三十一號様式

現金拂込稟議簿

所長 員出 納	主任 課長 主査	月日 り引 繼年 え拂 込年 月日	金額	備考

第三十二號様式

現金拂込拂付領收書

收 支 命 令 者 第 號	主 任 出 納 員	課 長	主 査
年 度	年 度	縣 稅	縣 稅
昭和 年 月 日	何々 地 方 事 務 所	主 任 出 納 員	職 氏 名 印
昭和 年 月 日	但 し 何 市 (町 村)	金 庫 印	裏 面 仕 譯 表 の 通 り

右領收したから通知します

收 領 書 證 第 號	年 度	縣 稅	金 庫 印
昭和 年 月 日	何 市 (町 村)	主 任 出 納 員 氏 名 印	金 庫 印
昭和 年 月 日	但 何 市 (町 村)	主 任 出 納 員 氏 名 印	金 庫 印

備 考

- 一、領收濟通知書裏面に税目金額の仕譯を記載すること。
- 二、各市町村別に作成すること。

二二二六

第三十三號様式

00109

年 期	地 臺	帳	何	何	町	市	役	場
			町	(村)	村	役	場所	

地目	年 期 (満了期)	大字字					
		地	本番符合	香	地積	賃貸	減免賃
						價格	摘要

條  
例

◆鳥取縣條令第二十號

昭和十五年九月鳥取縣條例第五號鳥取縣稅賦課徵收條例

を次のように改正する。

昭和二十二年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- |                            |           |
|----------------------------|-----------|
| 第一章 總 則                    | 二 地租      |
| 第一條 縣稅の賦課徵收については、法律、命令で定める | 三 家屋稅     |
| ものを除く外、この條例による。但し、縣民稅及び遊   | 四 營業稅     |
| 賭稅については、この條例に定めるものゝ外、別に定   | 五 鎮區稅     |
| める條例による。                   | 六 船舶稅     |
| 第二條 この條例において、「所轄地方事務所長、所轄市 | 七 自動車稅    |
| 町村長、所轄地方事務所及び所轄市町村」というのは、  | 八 軌道稅     |
| 納稅地を管轄する地方事務所長、市町村長、地方事務   | 九 電話加入權稅  |
| 所及び市町村をいう。                 | 十 電柱稅     |
| 第三條 この條例において、前期とは、四月から九月ま  | 十一 不動產取得稅 |
| での、後期とは、十月から翌年三月までの期間をいう。  | 十二 漁業權稅   |
| 第四條 縿稅として課すべき稅目は、左に掲げるものと  | 十三 狩獵者稅   |
| する。                        | 十四 遊賭稅    |
| 普通稅                        | 十五 入湯稅    |
| 獨立稅                        | 十六 電氣稅    |

十七 木材引取税

十八 ラヂオ税

目的税

00111

00112

第六條 木材引取税は、鳥取縣用材検査規則による素材の検査を受けた行轍に對し、その行爲者に、これを賦課する。

第七條 ラヂオ税は、ラヂオ聽取機に對し、その所有者に、これを賦課する。

第八條 縣稅の賦課期日、課稅標準、賦課率又は賦課額、納期及び納稅地は、別表に定めるところによる。

第二章 賦課

第九條 賦課期日は、納稅義務が發生した縣稅の賦課期日は、納稅義務發生の月の翌月一日とする。

第十條 納期が年二回の縣稅にあつては、賦課額を半分して賦課し、その他のものにあつては、賦課額の全額

を定める。

第十三條 鎌置税の課稅標準たる鎌置及び砂鎌區の面積

又は延長の千坪未満又は一町未満の端數は、これを千坪又は一町として算定する。

第十四條 船舶税の課稅標準たる船舶の總噸數は、船舶法の適用を受ける船舶については、同法の規定により測定したもの、その他の船舶については、知事又は地方事務所長が測定したものによる。

第十五條 船舶税、自動車税、不動產取得税及び漁業權税の課稅標準たる取得價格又は評定賃貸價格は、その賣買價格、時價又は賃貸價格により、それぞれその情況に應じて、知事又は地方事務所長がこれを算定する。

第十六條 電氣税の課稅標準たる電氣料金は、電氣事業者に支拂ふべき電氣料金とする。但し、電氣事業者及び自己發電者の使用する電氣については、知事又は地方事務所長がこれを算定する。

第十七條 左に掲げるものについては課稅しない。  
一 停車場、停留所、交換所内にある引込線、交換線

一 停車場、停留所、交換所内にある引込線、交換線

を一時に賦課する。

第十一條 昭和二十一年三月法律第三十二號地方稅法附則第五項の規定による土地又は家屋については、評定

賃貸價格を標準として、地租又は家屋稅を賦課する。り知事がこれを定める。

2 土地及び家屋の評定賃貸價格は、市町村長の調査により前項の評定賃貸價格各は、その土地及び家屋の賃貸價格の設定若しくは修正又は決定されるまでは、これを改定しない。但し、當該土地又は家屋の品位及び情況に著しい變化があると認めたときは、これを修正することができる。

3 前項の評定賃貸價格各は、その土地及び家屋の賃貸價格の設定若しくは修正又は決定されるまでは、これを改定しない。但し、當該土地又は家屋の品位及び情況に著しい變化があると認めたときは、これを修正することができる。

4 第二項の評定賃貸價格の調査方法については、知事がこれを定める。

第十二條 營業稅の課稅標準たる法人の純益金額は、知事又は地方事務所長がこれを調査決定し、個人の純益金額は營業稅審査委員會の調査により、知事又は地方事務所長がこれを決定する。

2 前項の營業稅審査委員會に關する規程は、知事がこれ

等の軌道

二 引込線架設のため宅地（工場の敷地を除く）内に

ある電柱及び營業用でない電柱

三 農地整理及び土地區劃整理のため換地處分による土地の取得

四 租稅特別措置法第九條の規定により登録稅を免除された土地の取得

五 移築若しくは改築による家屋の取得又は罹災後若しくは土地收用法の適用を受けた後三年以内に、その家屋に代るべき家屋の取得。但し、増築した部分若しくは價格の増加した部分を除く

六 價格三百圓未満の不動產の取得

七 私立幼稚園、私立學校、神社、寺院又は教會の用に供する不動產の取得

八 存續期間更新の免許（存續期間中更新の申請をしてたもの）による漁業權の取得及び價格三百圓未満の漁業權の取得

九 湯屋及び共同浴場における入湯

十 消防自動車

2 前項に掲げるもの、外、知事において、公益上その他特別の事由により、課税を不適當と認めるものについては、課税しないことができる。

第十八條 前條第一項第七號の規定により、不動産取得税を課税しない不動産で、その定めた用途を変更したときは、新たに不動産を取得したものとみなし、不動産取得税を賦課する。

第十九條 知事又は地方事務所長は左に掲げる資料により、課税標準を決定し、第四章の規定による申告をまたがり、賦課することができる。  
一 營業税については税務署その他の調査  
二 鎌區稅、船舶稅、自動車稅、軌道稅、不動產取得稅、漁業權稅、狩獵者稅及び木材引取稅については免許、許可、登録、登記又は検査  
三 電話加入權稅については郵便官署の調査  
四 ラヂオ稅については放送局の調査

第二十條 知事又は地方事務所長は、第四章の規定による申告の事項を不相當と認めるときは、これを更正する。

2 稽査の申立をする場合は、市町村長は申告をうながし、なおこれに應じないときは、自己の意見をつけ、知事又は所轄地方事務所長に、これを通知しなければならない。

3 前項の通知を受けたものが、その認定を不當であると認めるときは、その通知書を受けた日より十日以内に必要な帳簿書類及び通知書を添付し、知事又は所轄地方事務所長に再稽査の申立をすることができる。

4 第一項の場合において、知事又は地方事務所長が必要ありと認めるときは、前二項の手續をまたず直ちに課稅標準を決定することができる。  
2 稽査の申立をする場合は、市町村長は申告をうながし、なおこれに應じないときは、自己の意見をつけ、知事又は所轄地方事務所長に、これを通知しなければならない。

3 前項の通知を受けたものが、その認定を不當であると認めるときは、その通知書を受けた日より十日以内に必要な帳簿書類及び通知書を添付し、知事又は所轄地方事務所長に再稽査の申立をすることができる。

2 前項に掲げるもの、外、知事において、公益上その他特別の事由により、課税を不適當と認めるものについては、課税しないことができる。

第三十一條 納稅義務者が第四章の規定による申告をしないときは、市町村長は申告をうながし、なおこれに應じないときは、自己の意見をつけ、知事又は所轄地方事務所長に、これを通知しなければならない。

2 稽査の申立をする場合は、市町村長は申告をうながし、なおこれに應じないときは、自己の意見をつけ、知事又は所轄地方事務所長に、これを通知しなければならない。

3 前項の通知を受けたものが、その認定を不當であると認めるときは、その通知書を受けた日より十日以内に必要な帳簿書類及び通知書を添付し、知事又は所轄地方事務所長に再稽査の申立をすることができる。

4 第一項の場合において、知事又は地方事務所長が必要ありと認めるときは、前二項の手續をまたず直ちに課稅標準を決定することができる。

00114

### 第三章 徵 收

第二十二條 入湯稅は、鎌泉浴場を設備する旅館及び料

理店、その他これに類する場所の經營者を、電氣稅（電

氣事業者又は自己發電者の使用する電氣に對するもの

を除く。）は、電氣事業者を地方稅法第三十五條の規定

による特別徵收義務者とする。

第二十三條 賦課期日後、新たに納稅義務が發生又は消滅した縣稅、定期賦課に屬しない縣稅及び賦課洩れ又

は逋脫にかかる縣稅の納期は、知事又は地方事務所長がその都度、これを定める。

第二十四條 納期の末日が休日にあたるときは、その翌日を納期の末日とする。

第二十五條 特別の事情で、納期内に徵稅傳令書を納稅者に交付できない場合は、知事又は地方事務所長別に納期を定める。

第二十六條 徵稅命令書は、別記第一號様式により調製し、納期前の七日までに知事又は地方事務所長は、これを發しなければならない。但し、第二十三條の規定に

より、隨時に納期を定めた場合の發付の期限について

・は、この限りでない。

第二十七條 前條の徵稅命令書を發した後、その稅額を増額又は減額するときは、知事又は地方事務所長は、別記第二號様式による増額又は減額命令書を發しなければならない。

第二十八條 徵稅傳令書又は徵稅令書は別記第三號様式により調製し、納期が二日以上の縣稅については、納

期の開始前に、その他の縣稅については直ちに、これを交付しなければならない。

第二十九條 市町村長は、賦課乘算上徵稅命令書の稅額に異動を生じたときは、直ちに別記第四號様式による報告書を知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。

2 知事又は地方事務所長が前項の報告を受けたときは、徵稅命令書の稅額の更訂があつたものとみなす。

第三十條 地方稅法第二十六條第一項の規定により、納期前に徵收する必要があるときは、知事若しくは地方

00113

事務所長又は市町村長は、徵稅命令書又は徵稅傳令書若しくは徵稅令書に指定した納期の變更を、別記第五號様式により、告知しなければならない。

2 市町村長は、前項の告知をしたときは、その事由を記載し、直ちに知事又は所轄地方事務所長にこれを報告しなければならない。

第三十一條 納稅者が稅金を納付しようとするときは、

徵稅傳令書又は徵稅令書を差出さなければならない。

第三十二條 市町村は、納期後七日までに徵收した稅金は、納期

後三日以内に、納期後七日までに徵收した稅金は、そ

の後三日以内に、それぞれ別記第六號様式による拂込書を添えて縣金庫にこれを拂込まなければならぬ。

2 拂込期日の最終日が休日にあたるときは、その翌日を最終日とする。

3 出納閉鎖期月の前年度に屬する拂込稅金は、前二項の規定にかゝわらず出納閉鎖期日内にことごとく縣金庫に、これを拂込まなければならない。

第三十三條 特別徵收義務者は、電氣稅については、電氣

料金領收のとき、入湯稅についても、納稅義務發生の都度これを徵收し、その徵收した毎月分の稅金を翌月十五日までに別記第七號様式の拂込書により、縣金庫に拂込まなければならない。

第三十四條 市町村又は特別徵收義務者は、稅金を郵便振替貯金の方法により郵便官署に拂込むことができる。

2 前項の規定により拂込みをしようとするときは、第三

十二條第一項又は前條第一項の拂込書を添付しなけれ

ばならない。

第三十五條 入湯稅の特別徵收義務者は、入湯者の住所、氏名、入湯の月日、入湯稅の徵收金額その他必要な事項を、帳簿に記載しなければならない。

第三十六條 電氣稅の特別徵收義務者は、少くとも左に掲げる事項を、帳簿に記載しなければならない。

一 電氣使用者の住所氏名

二 電氣の使用場所

三 定額又は定量電燈數、電氣使用量及び電燈又は電力料金

四 電氣稅の徵收金額

第三十七條 地方稅法第十五條第一項の規定により市町村に交付する取扱費は、左に掲げる割合とする。

一 徵稅傳令書について 一通 十錢

二 縣稅の徵收金について

市 徵收金額の千分の十五

町 徵收金額の千分の十八

村 徵收金額の千分の二十三

特別徵收義務者に交付する取扱費は、左に掲げる割合以内において、知事の定める額とする。

電氣稅 徵收金額の百分の十二

入湯稅 徵收金額の百分の二

3 前二項の取扱費は、左の二期に分け、これを交付する。

前期分 十一月 後期分 翌年五月

第三十八條 市町村長は、納期後七日を過ぎても稅金を

手しえねばならない。

2 前項の滞納處分には、市町村長又は市町村長の命じた

完納しない者がいるときは、別記第八號様式による滞納報告書を調製し、直ちに知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。

第三十九條 知事又は地方事務所長は、前條の規定により滞納報告を受けたとき、又は特別徵收義務者が第三十三條第一項に定める期限までに拂込まないときは、別記第九號様式により督促狀を調製し、直ちに發付しなければならない。

2 督促狀に指定する期限は、發付の日から十日以内とする。

第四十條 督促手數料は、督促狀一通について三圓とする。但し、郵便をもつて發付するものは、その實費を増手數料として徵收する。

第四十一條 知事又は地方事務所長は、督促狀に指定した期限までに滞納稅金及び督促手數料を完納しない者があるときは、その期限後三ヶ月以内に滞納處分に着手しなければならない。

吏員が立會しなければならない。

第四十二條 知事又は地方事務所長は、督促状を受けた

者で、財産の差押を受ける前に滞納税金、督促手数料及び延滞金を完納しようとするときは、これを徵收しなければならない。

第四十三條 財産の差押に從事する者は、別記第十號様式による證票を携帶しなければならない。

第四十四條 財産の差押をした吏員は、その差押をした動産及び有價證券を直ちに引揚げ、市町村長又は適當と認めるものに預託しなければならない。但し、滞納者又は第三者に、保管させることができる。

2 前項但書の規定による場合は、別記第十一號様式による封印を貼付し又はその封印を貼付することのできない物件には、適當の方法で差押物件であることを明白に標示しなければならない。

第四十五條 財産差押のため調製すべき差押調書は、別記第十二號様式、債權又は債權及び所有權以外の財產權を差押へた場合の差押通知書は、別記第十三號様式

又は別記第十四號様式による。

第四十六條 納稅者又は特別徵收義務者が、財産の差押を受けた後本人又は第三者で滞納税金、督促手数料、

延滞金及び滞納處分費を完納しようとするときは、知事又は所轄地方事務所長にこれを納付しなければならない。

2 知事又は地方事務所長は前項の規定による納付を受けたときは、封印又は標示を除去した後差押へた物件を還付し、差押調書又は差押通知書を継したものには解除を通知しなければならない。但し、知事又は地方事務所長は、封印又は標示の除去を市町村長に嘱託することができる。依

3 前項但書の規定による場合は、市町村長は直ちにその除去した封印又は標示を報告書に添え知事又は所轄地方事務所長に送付しなければならない。

第四十七條 差押財產の公賣公告は、別記第十五號様式による。

第四十八條 差押をした財產の入札若しくは加入に對

する保證金又は契約保證金は、買受希望人各自の公賣

財產見積價格の百分の五以上の額とし、知事又は地方事務所長が、その都度これを定める。但し、知事又

は地方事務所長においてその必要を認めないとときは、これを徵しないことができる。

第四十九條 入札又はその代理人が開札の場所に出席しないときは、入札に關係のない吏員を立會さなければならない。

第五十條 公賣財產の買受人は納付書により、知事又は所轄地方事務所長に公賣代金を納付しなければならない。

第五十一條 關係吏員は、現金を領收したときは、別記第十六號様式による領收證書を交付しなければならない。

別記第十七號様式による。

第五十二條 滯納處分結了後滞納者に交付する計算書は、四とする。

第五十三條 延滞金は、二日について税金額の一萬分の四とする。

2 吏員若しくは使丁又は郵便による。

3 前項の書類を送達できないときは、別記第十八號様式による公告を所轄市町村又は縣若しくは所轄地方事務所の掲示場に、これを掲示しなければならない。

第五十五條 左に掲げる者については、その申請により知事において納稅延期を許すことができる。

1 災害に罹り一時納稅の資力を失つたと認められる者

2 特別の事情により生活困難に陥つた者

第五十六條 災害又は天候不順により收穫皆無となつた田畠については、納稅義務者の申請により知事においてその年度分の地租を減免することができる。

3 灾害により荒地となつた土地については、納稅義務者の申請により知事において、その年度及び翌年度から十年以内の期間地租を免除することができる。

4 土地區割整理の施行により、地目變換をした土地については、納稅義務者の申請により、知事においてその状況に應じ一年以内の期間地租を減額することができる。